

広島県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第七号

広島県職員定数条例等の一部を改正する条例

(広島県職員定数条例の一部改正)

第一条 広島県職員定数条例(昭和二十四年広島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の定数) 第二条 (略) 一 知事の事務部局の職員 四、三六六人 二一八 (略)</p>	<p>(職員の定数) 第二条 (略) 一 知事の事務部局の職員 四、三二六人 二一八 (略)</p>

(広島県企業職員等定数条例の一部改正)

第二条 広島県企業職員等定数条例(昭和四十三年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(この条例の趣旨) 第一条 この条例は、広島県土地造成事業、広島県工業用水道事業、広島県水道用水供給事業、広島県流域下水道事業及び広島県病院事業に常時勤務する職員(以下「職員」という)の定数に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定数) 第二条 (略) 一 広島県土地造成事業の職員 一一一人 二 広島県工業用水道事業、広島県水道用水供給事業及び広島県流域下水道事業の職員 一三四人 三 (略)</p>	<p>(この条例の趣旨) 第一条 この条例は、広島県工業用水道事業、広島県水道用水供給事業、広島県土地造成事業、広島県流域下水道事業及び広島県病院事業に常時勤務する職員(以下「職員」という)の定数に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定数) 第二条 (略) 一 広島県工業用水道事業、広島県水道用水供給事業、広島県土地造成事業及び広島県流域下水道事業の職員 一四五人 二 (略)</p>

(職員定数の配分)

(職員定数の配分)

第四条 第二条各号に掲げる職員の定数の当該事業内の配分は、同条第一号に掲げる事業にあつては土地造成事業の管理者の権限を行う知事が、同条第二号に掲げる事業にあつては公営企業の管理者が、同条第三号に掲げる事業にあつては病院事業の管理者が定める。

第四条 第二条各号に掲げる職員の定数の当該事業内の配分は、同条第一号に掲げる事業にあつては公営企業の管理者が、同条第二号に掲げる事業にあつては病院事業の管理者が定める。

(広島県学校職員定数条例の一部改正)

第三条 広島県学校職員定数条例(平成十二年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 (定数) (略)</p> <p>一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員 五、〇六五人</p> <p>二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条に規定する職員 九、四六七人</p>	<p>第二条 (定数) (略)</p> <p>一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員 五、〇八三人</p> <p>二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条に規定する職員 九、三五〇人</p>

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。